

大阪高等裁判所 第 10 民事部ニ係御中

地位確認等請求訴訟 事件番号「令和 7 年(ネ)第 441 号」

公平・公正な控訴審判決を求める要請書

原告 4 名は大阪大学で 10 年以上に渡って非常勤講師として勤務してきました。しかし、大阪大学は労働契約法 18 条の無期雇用への転換を回避するため法的根拠のない学内独自の契約上限 10 年ルールをつくり、2023 年 3 月末で原告らを含む非常勤講師を大量に雇止めにしました。

原告らは雇止めを回避するため労働契約法 18 条に基づき大阪大学に無期雇用への転換の申し入れをおこないました。しかし、大阪大学は 2022 年 4 月に労働契約に切り替える以前は、労働契約ではなく準委任契約であったと主張し無期転換権の発生を拒否しました。しかし、原告らの大学での労働実態は労働契約に切り替える前の準委任契約時と労働契約転換後の間でまったく変わっていません。形式的には準委任契約者であっても実態としては労働者であり、労働契約法 18 条 1 条が適用されるべきです。原告ら 4 名はすでに無期転換権が発生しており、2023 年 3 月末での雇止めは無効です。

ところが、大阪地裁第 5 民事部は 2025 年 1 月 30 日に原告全面敗訴の判決を下しました。労働契約の前後で勤務実態が変わったかどうかの事実認定も、2007 年 10 月 1 日付の旧大阪外国語大学と阪大の統合以降の労働契約から「準委任契約」への変更に伴い原告 2 名の労働実態が変わったかどうかの認定もせずに、大学の主張通り非常勤講師の勤務実態は労働ではないとの不当な判断をしました。

原告ら 4 名は、大阪大学で長年にわたって誠実に学生教育にあたってきました。何の落ち度もないのに法的根拠のない 10 年上限ルールでの理不尽な雇止めは許されません。控訴審では原告らの雇止めが撤回され、再び学生教育に当たれるよう労働実態に沿った慎重で公正な裁判を求めます。

2025 年 月 日

団体名

代表者名

署名の送付先 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 関西私大教連内
関西圏大学非常勤講師組合